

申6号 2017年10月期 36協定交渉 第3回 ①

36違反の事象について会社が責任を持って再発防止することを確認!

3件の36協定違反について会社としての対策と見解を受けました。

・異常事態という認識はあるのか

→法令の主旨と協定に違反する事象が発生したことは重く受け止める。

・協定違反を二度と起こさない立場にたつのか

→協定違反を是としない。繰り返してはいけない。

・組織（会社）として責任を明確にすること。

→俗人の責任ではない、支社に対策を丸投げしない、本社として責任を持って支社の指導・サポートを行う。

→現場長が職場の責任者として業務量の把握と管理に責任を持つ。

第5項 安全衛生委員会でのメンタルヘルス対策および、時間外労働削減に向けた審議実績を明らかにすること。また、ストレスチェックの活用状況と実績に基づき対策を実施すること。

組合の主張

・安全衛生委員会では、必須項目を議論することが大事だ。

・メンタルヘルス対策は十分に行うべきである。

・産業医の安定確保は重要ある。全ての安全衛生委員会に入れるようにすべきだ。

・36違反など重要な事項が発生した場合は、その都度安全衛生委員会を開き議論すべきだ。

会社の認識

・安全衛生委員会は250機関で開催されている。開催率は99%である。

・産業医の参加率は57%程度である。盛岡・秋田支社は産業医不足が深刻だった。一定程度手当はしてきているが、産業医の確保は容易ではない。

・臨時の安全衛生委員会の開催は可能である。（委員長の判断となる）

第6項 設備部門における各系統の設備管理システムのデータ精度向上に向けて、専任担当者を配置すること。また、設備管理システム導入後の実績を踏まえ、新システム導入時はシステム定着までの間、要員整理はおこなわないこと。

組合の主張

・設備管理システムの諸元データ精度向上には、システム担当者の専任化が必要である。現在の時点でも修正まで手が回っていない。

・業務量は減っていない、設備投資も増えている、これでは修正は進んでいかない。

・埼京線 ATACS 導入で、ルール破断対策で業務が増える。施策の事前検討が甘い。

会社の認識

・電力では5カ年で修正をしている。CADオペレータを配置して図面修正を始めた。社員は図面修正ではなく現場確認と諸元修正に振り向ける。

・当初の計画をトレースして、必要であれば見直しを行っていく。

・ATACSに関しては、技術開発的な要素も強い。ルール破断対策は課題と認識している。現場の業務量増は最小限に抑えたい。必要により要員配置やサポートを行う。

その2へ続く